

公共工事等における新技術活用システム（テーマ設定型）

～ 土木鋼構造用塗膜剥離剤技術に関する公募 ～

【 公 募 要 領 】

令和 6 年 2 月

国土交通省 中国地方整備局
(一財) 先端建設技術センター

『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』に関する公募

1. 公募の目的

土木鋼構造用塗膜剥離剤は複数の製品が開発されており、鋼道路橋の塗替え塗装工事において、粉じんや騒音を発生させずに、既存の塗膜を安全に除去することを目的として採用されることが多い。しかし、塗膜剥離剤は製品毎に特徴があり、現場において最も適した製品を選定するためには、性能評価項目及び試験方法を設定した上で、同一条件下での技術比較表を作成する必要がある。そこで、公共工事等における新技術活用システムを利用し、既に実用化段階にある「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」の技術比較表を作成・平成31年3月に公表したところであるが、この度、公開から5年が経過するため、技術比較表更新のために、追加公募を行うものである。

2. 公募技術

(1) 対象技術

土木鋼構造用塗膜剥離剤技術

【定義:物理的に塗膜を除去する技術ではなく、主に薬剤を用いて塗膜を剥離する技術。】

(2) 応募技術の条件等

この公募は『公共工事等における新技術活用システム』実施要領(以下、「実施要領」という。)に基づき実施するものである。

なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 応募資料提出時点において、ア)からウ)いずれかの技術であること。
 - ア)新技術情報提供システム(以下、「NETIS」という。)登録技術であること。
 - イ)応募資料提出時点でNETIS登録申請中の技術であること。
 - ウ)NETIS掲載期間終了技術(過去にNETISに登録されていたが、掲載期限を迎えた等のため掲載を終了している技術)であること。
- 2) 応募技術について、選定、現場実証、技術比較表を作成する過程において、選定、現場実証、技術比較表の作成に係る者(国土交通省職員、国土交通省から委嘱または委託を受けた者等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 3) 選定された応募技術について技術比較表を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。

3. 応募資格

(1) 応募者

応募者は、実施要領で定義する技術開発者とする。

なお、共同開発者がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。

(2) その他

1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 応募者及び共同開発者は、中国地方整備局発注の「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術比較表更新業務」の受託者でないこと。また、同業務の受託者との間に資本・人事面で関連がないこと。

上記の「資本・人事面において関連」があるとは、次のアまたはイに該当することをいう。

ア. 応募者及び共同開発者が、同業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていることをいう。

イ. 応募者及び共同開発者の代表権を有する役員が、同業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添の応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法は電子データによる E-mail とする。また、電子データが 10MB を超える場合は、電子媒体(CD-R 等)とし、郵送又は持参により提出するものとする。

E-mail により提出する場合は、タイトル及び本文に下記内容を記載して送信すること。

タイトル:【土木鋼構造用塗膜剥離剤技術】応募資料送付について(○○株式会社)

本文:「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」公募について、応募資料を別添にて送付します。

○○株式会社

担当:○○ ○○

電話:○○○-○○○-○○○

(2) 提出(郵送)先

〒112-0012 東京都文京区大塚 2 丁目 15 番 6 号(オーパ音羽ビル 4 階)

一般財団法人 先端建設技術センター 技術公募(土木鋼構造用塗膜剥離剤技術)事務局

E-mail: netis-hakurizai@actec.or.jp

5. 公募期間

令和 6 年 2 月 13 日(火)～令和 6 年 3 月 8 日(金)

(公募期間最終日は、E-mail 又は持参による提出の場合、15:00 まで受付を行う。郵送による提出

の場合は、公募期間最終日必着とする。)

6. ヒアリング

提出された応募資料で不明な箇所が有る場合は、ヒアリングを実施することがある。

実施時期、方法及び内容等について別途通知するものとする。

7. 応募技術の選定

応募技術は、応募資料やヒアリング等で確認するものとし、次の条件を全て満たしている場合に選定するものとする。

なお、NETIS 登録が行われていない技術が選定された場合でも NETIS の登録が保証されるものではない。

- 1) 2. 公募技術(1) 対象技術に適合していること。
- 2) 2. 公募技術(2) 応募技術の条件等に適合していること。
- 3) 3. 応募資格に適合していること。
- 4) 応募資料に不備が無いこと。

8. 選定結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定結果について文書で通知するものとする。

なお、応募する共同開発者に選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として(2)により公表するものとする。

(2) 選定結果の公表

選定された技術は、NETIS(URL <https://www.netis.mlit.go.jp/>)にて公表するものとする。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 現場実証の実施、結果の提出

(1) 現場実証の項目と方法

別表－1「性能評価項目と試験方法」、別紙－1「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」試験方法および試験条件」に記載された「試験方法・条件」に基づき、応募者は現場実証を実施し、現場実証結果

を提出するものとする。

なお、試験結果を既に保有している場合は、「(2)既存資料の取り扱い」によることができる。

(2) 既存資料の取り扱い

C-2:生分解性、C-3:魚毒性、C-4:火災安全性については、応募者が別表-1「性能評価項目と試験方法」及び別紙-1「試験方法および試験条件(案)」による試験結果を既に保有しており、以下のいずれかに該当する場合は、応募時に既存資料を提出すること。

- ・公的機関による試験結果
- ・試験結果について公的機関に検証を受けた資料(技術審査証明等の技術審査の根拠資料を含む)

なお、提出のあった既存資料の試料と、現場実証を行う際の試料との同一性が確認できる資料を別途提出すること。提出資料については、「中国地方整備局新技術活用評価会議」及び「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術専門部会」が審議の上、妥当と認めた場合は試験結果として取り扱うこととし、選定者へ別途通知する。

(3) 現場実証の実施時期等

- 1) 「試験板による試験」は、令和6年11月～令和7年1月頃を予定しているほか、実施場所は、神奈川県藤沢市の公的試験機関試験室を予定している。また、「剥離性能実証試験」は、令和6年11月～令和7年1月頃を予定しているほか、実施場所は、埼玉県草加市の公的試験機関試験室等を予定している。詳細は、決定次第別途選定者へ通知するものとする。

2) 立ち会い

国土交通省関係者の立ち会いのもとで現場実証を実施する。関係者には国土交通省から委嘱または委託を受けた者等も含まれる。

(4) 虚偽・不正等があった場合の措置

- 1) 応募資料、現場実証結果及び提出既存資料の内容に、虚偽・不正等が認められたとき又は疑いがあるときは、当該技術のNETIS掲載情報提供を中止するものとする。
- 2) 上記1)について、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等、悪質である、または重大であると中国地方整備局等または中国地方整備局新技術活用評価会議が判断したときは、当該技術のNETIS掲載情報を削除するとともに技術比較表から除外するものとする。
- 3) 上記1)及び2)に該当する者からのNETIS登録申請および技術公募への応募は、当該技術も含め全ての技術を対象としてその受付を拒否することがある。
- 4) 上記1)及び2)に該当した場合は、虚偽・不正等の事実を公表するものとする。

(5) 現場実証結果整理・提出

現場実証結果は、別途指定する様式に整理して提出するものとする。

詳細は、別途選定者へ通知するものとする。

10. 費用負担

(1) 応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成及び提出、ヒアリングに選定された応募技術の現場実証計画(現地の下見含む)、現場実証の実施及び結果資料の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。

また、現場実証には試験片の調達や仮設、試験・調査も含まれるものとし、「9.現場実証の実施、結果の提出 2)既存資料の取り扱い」にて提出された資料に要する費用についても、応募者の負担とする。

(2) 一般財団法人先端建設技術センターに提出された応募資料の審査、国土交通省が所有する資料の収集、現場実証(剥離性能実証試験)場所の提供、国土交通省関係者による現地立ち会い、現場実証等を実施した各技術の技術比較表の作成等に要する費用は、国土交通省の負担とする。

(3) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用について、国土交通省及び一般財団法人先端建設技術センターは負担しないものとする。

11. その他

(1) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。

(2) 応募された資料は返却しない。

(3) 選定や技術比較表作成の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。

(4) 公募内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり、受け付ける。

1)問い合わせ先

4(2)に同じ。

2)問い合わせ期間

5. 公募期間と同様とする。

3)問い合わせ方法

書類郵送、E-mail(様式自由。なお、添付ファイルがある場合は、10MB を超えないこと。)にて受け付ける。

(5) 本要領に定めのない事項については、「実施要領」によるものとする。

以 上

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、一般財団法人先端建設技術センターホームページ(https://www.actec.or.jp/netis_cg_theme2023/)よりダウンロードすることができる。

応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ①「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」申請書（様式－1）
- ②技術概要書（様式－2）
- ③施工実績内訳書（様式－3）
- ④添付資料（任意様式）

※提出資料①～③はA4版とすること。ただし、④添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、④添付資料には通し番号を記入すること。

※選定や技術比較表の作成にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

2. 各資料の作成要領

(1)「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」申請書(様式－1)

1)応募者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」(以下、「実施要領」という。)で定義する技術開発者とする。

なお、共同開発者がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入すること。また、応募者が「民間企業」の場合は、企業名とその代表者の役職並びに氏名を記入すること。

複数者が共同で応募する場合は、応募者毎に必要事項を列記するものとするが、応募者の代表者は最初に記載するものとする。

申請書のあて先は、「一般財団法人 先端建設技術センター 理事長 宛」とする。

2)「1. 技術名称」は、NETIS に登録された技術名称とすること。また、NETIS 登録申請中の場合は、NETIS 登録申請中の技術名称とし、技術名称の末尾に「(仮)」と記載すること。

- 3)「2. 本件責任者(会社名・部署名・氏名)」は、応募に関する責任者の情報を記載すること。
- 4)「3. 連絡先 1(選定結果通知先等)」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入し、「2. 本件責任者(会社名・部署名・氏名)」と同一者にならないよう留意すること。
連絡先は「代表番号」、「担当部署直通番号」等を記載すること。(携帯番号を記載する場合は社用のものに限り、個人携帯番号は記載しないこと。)
複数者が共同で応募する場合については、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、窓口担当者の代表者は最初に記載するものとする。
なお、応募者が複数の場合における選定結果の通知は、代表窓口担当者に送付する。
- 5)「5. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。
共同開発者が複数の場合は、共同開発者毎に必要事項を列記するものとする。

(2)技術概要書（様式－2）

- 1)技術名称及び副題は(様式－1)と同一のこと。
2)技術の概要を200字以内で簡潔に記入すること。

記載に当たっては、技術の特徴、使用材料、技術のアピールポイント等を記載すること。

- 3)技術の詳細は、以下の目次構成にしたがって記入すること。

①応募技術の特徴

応募技術の特徴について、箇条書きで簡潔に記入すること。なお、必要であれば、参考資料を添付し、参考する資料の番号、ページを記入すること。

②応募技術を使用する場合の条件(注意)など

応募技術を使用する現場または施工者の条件、あるいは使用する場合の注意点等があれば、箇条書きで具体的に記入すること。また、応募技術を現場で使用する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、参考資料として添付し、参考する資料の番号、ページを記入すること。なお、現場作業時に特別な設備や装置または資格等が必要な場合は、それらがわかるような図を必ず添付資料に含めること。

③活用の効果

従来技術に対する優位性、及び、活用した場合に期待される効果(想定でも可)を箇条書きで簡潔に記入すること。

④価格情報

応募技術に係る、100 m²当たりの施工費用の価格を記入すること。

費用は、材料費、施工費、機械経費に分けて記入すること。

施工費は、塗膜剥離剤塗布と塗膜剥離等に分けて記入すること。

なお、別途、詳細な費用の提出を依頼することがある。

⑤概略作業工程

応募技術に係る、100 m²当たりの概略の作業工程を記入すること。

(例)塗膜剥離剤塗布○時間→養生○時間→塗膜剥離○時間→後処理○時間→養生○時間→再塗装

⑥NETIS 登録

該当部分の□を黒塗り(■に置き換え)すること。また、NETIS へ登録済みの場合は、登録番号を記入すること。また、NETIS 掲載期間終了技術の場合は、NETIS に登録されていた際の登録番号を記入すること。

また、NETIS に登録申請手続き中の場合は、申請先の地方整備局名及び技術事務所名を記入すること。※手続き中であることがわかる資料(オンライン申請用 ID/PW 発行メールコピー)を添付すること。

⑦特許取得情報(参考)

特許取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、当該部分の□を黒塗り(■に置き換え)すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑧建設技術審査証明等(参考)

応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、または、民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和 62 年建設省告示 1451 号)に基づく審査証明書を取得されている場合は必要事項を記入すること。

また、応募技術が過去に建設技術評定規定(昭和 53 年建設省告示 976 号)、または港湾に係わる民間技術の評価に関する規定(平成元年運輸省告示第 341 号)に基づいた評価等を取得されている場合は必要事項を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑨表彰経歴(参考)

応募技術が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受けている場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑩施工実績(参考)

応募技術のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑪添付資料一覧

添付する資料名を本様式に記入すること。

なお、以下の添付資料-1,2 は応募技術のパンフレットや施工要領等を作成している場合は添付すること。3 はある場合は添付すること。4~7 は該当する場合、必ず添付すること。添

付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

- ・添付資料－1:応募技術のパンフレット(参考)
- ・添付資料－2:応募技術の施工要領(参考)
- ・添付資料－3:応募技術の SDS(参考)
- ・添付資料－4:特許等の公開・公告された写し(特許等を取得している場合)
　　公開特許公報のフロントページ(特許番号、発明の名称が記載されているページ)のみコピーすること。(参考)
- ・添付資料－5:公的機関の評価等の写し(技術審査証明・技術評価等を取得している場合)(参考)
- ・添付資料－6:表彰経歴(表彰経歴がある場合)(参考)
- ・添付資料－7:NETIS 登録申請手続き中証明資料(オンライン申請用 ID/PW 発行メールコピー)
- ・添付資料－8:応募要領 9.(2)既存資料の取り扱いに該当する試験結果を保有している場合は、
　　その試験結果資料を添付すること。複数ある場合は枝番とし、8-1 から付番する。
　　上記添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数は A4 版各20枚(パンフレット等で片面
　　コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする)程度とする。
　　なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号(例:添付資料－1)をつけること。
　　ただし、添付資料－1～8 の中に該当する資料がない場合で、他の資料を添付する場合は、
　　添付資料－9 から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り上げないこと。

(3)施工実績内訳書（様式－3）

応募技術のこれまでの施工実績について、最新のものより10件までを記入すること。

国土交通省の施工実績がある場合には、優先して記入すること。

なお、工事での施工実績はなく、業務での施工実績がある場合は、工事を業務と読み替えて、記載すること。

(4)添付資料(任意)

その他応募技術の説明に必要な資料があれば、添付すること。

以上